

株式会社石油輸送リース森山「(仮称)大高山風力発電事業
環境影響評価準備書」に対する勧告について

平成31年1月18日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称)大高山風力発電事業環境影響評価準備書」について、株式会社石油輸送リース森山に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、青森県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出力 : 76,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成28年 9月 1日
環境大臣意見受理	平成28年11月18日
経済産業大臣意見発出	平成28年11月28日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成29年 3月 1日
意見の概要等受理	平成29年 4月28日
青森県知事意見受理	平成29年 7月24日
経済産業大臣勧告発出	平成29年 8月25日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	平成30年 4月25日
意見の概要等受理	平成30年 6月20日
青森県知事意見受理	平成30年10月16日
環境大臣意見受理	平成30年10月18日
経済産業大臣勧告発出	平成31年 1月18日

問合せ先:電力安全課 高須賀、松橋、須之内
電話:03-3501-1742(直通)

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- (1) 事後調査等を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- (2) 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- (3) 事後調査等により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 騒音に対する環境影響

対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在しており、また、事業者による準備書における環境影響評価によれば、風力発電設備の稼働に伴う騒音は、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年5月、環境省)の指針値は満たしているものの、累積的な影響を含めて予測した場合において、現況値から大きく増加すると予測されている地点があることから、地域の生活環境への配慮が求められる。

このため、低騒音型の風力発電設備の採用、防振シートの設置及び稼働調整又は停止等の環境保全措置を検討し、必要に応じて実施すること。

また、適切に環境監視を実施し、その結果、生活環境への影響が十分に低減できていないと判断された場合には、専門家等の指導・助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域では、クマタカの生息が確認されており、同区域の周辺ではその複数ペアによる営巣及び繁殖が確認されていることから、これら鳥類への影響が懸念される。

このため、本事業の実施による影響を回避・低減する観点から、バードストライクに関する事後調査を適切に実施し、バードストライクが確認される等、影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、ブレード塗装及びシール貼付等鳥類からの視認性を高める措置並びに稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

あわせて、稼働後においてバードストライクが発生した場合の対応措置について事前

に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

(3) 植物

植物について、ミクリ及びタマミクリは水辺環境に生育する種であるので、「濁水の流入による生育環境の悪化」による影響について予測を行うこと。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。